

証拠番号【22】

2010年7月5日

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
取締役 見上 正美 殿

三菱地所株式会社

都市開発事業部長

仲條彰規



御堂筋フロントタワー外壁K0パネル改善工事完了に関する件

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社承諾に基づき 2010 年 5 月 26 日に着手しておりました御堂筋フロントタワー外装 K0 パネル改善工事につきましては、6 月 30 日に開発業務受託者として検査を実施し、工事完了を確認致しました。

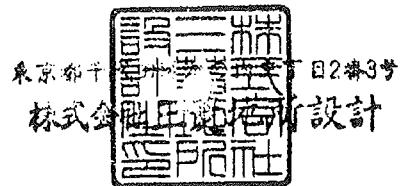
工事完了の確認後、施工者鹿島建設株式会社より工事完了報告書を受領し、また設計監理者株式会社三菱地所設計より、「耐火性能に関する大臣認定に基づく施工計画書通りにすべての工事が完了したことを設計監理者として確認の上、特定行政庁である大阪市宛に建築基準法第 12 条第 5 項に基づく報告書を提出し、2010 年 6 月 28 日付で受理されました」との報告書を受領致しましたので、送付致します。

これにより、2010 年 5 月 25 日付貴信「K0 パネル改善工事完了に際しての確認依頼の件」において確認依頼をいたしました外壁 K0 パネル耐火性能についての問題は解消され、物件引渡しの前提条件が充足されましたので、ご報告致します。

敬具

2010年6月30日

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
開発業務受託者
三菱地所株式会社 御中



御堂筋フロントタワー新築工事に係わる
外装K○パネル改善工事について

2010年5月25日付で御堂筋共同ビル開発特定目的会社より鹿島建設宛に提出された「外装K○パネル改善工事着手承諾書」に基づき当該改善工事に着手しておりましたが、この度、すべての工事が完了致しました。

耐火性能に関する大臣認定に基づく施工計画書通りにすべての工事が完了したことを設計監理者として確認の上、特定行政府である大阪市宛に建築基準法第12条第5項に基づく報告書を提出し、2010年6月28日付で受理されましたので、「外装K○パネル改善工事 工事監理報告書」を添付し、報告させて頂きます。

以上

2010年 6月 30日

御堂筋共同ビル開発特定目的株式会社

開発業務受託者

三菱地所株式会社 御中

大阪市中央区城見二丁目2番22号

鹿島建設株式会社関西支店

支店長 木戸 徹



工事完了報告書

下記の通り工事を完了致しましたのでご報告致します。

記

1. 工事名称 御堂筋フロントタワー新築工事のうち
K.Oパネル改善工事
2. 工事場所 大阪府大阪市曾根崎新地1丁目13
3. 完了年月日 2010年 6月30日
4. 添付資料 改善工事監理報告書

株式会社 三菱地所設計大阪支店		
副支店長	担当	当
大場	北島	
年月日 2010年 6月30日		

副

建築基準法第12条第5項に基づく報告書
(変更届)

平成 22 年 6 月 28 日

大阪市建築主事 様

建築主 住所 東京都中央区日本橋本町
1丁目9番13号

氏名 御堂筋共同ビル開発特定目的会社
取締役 見上 正美

TEL 03-3287-5617

工事監理者	(一級)建築士(大臣登録第 245746 号 株式会社三菱地所設計 北島 宏)		
住所・氏名	(一級)建築士事務所(大阪府)知事登録第 19002 号 TEL 06-6881-5164 番		
設計者	(一級)建築士(大臣登録第 111055 号 株式会社三菱地所設計 犬野 大和)		
住所・氏名	(一級)建築士事務所(東京都)知事登録第 46184 号 TEL 03-3287-5500 番		
施工者	建設業の許可 大臣 知事 (特-19) 第 - 2100 号		
住所・氏名	大阪市中央区城見2丁目2番22号 マルイトOBPビル 鹿島建設株式会社関西支店 専務執行役員支店長 木戸 徹 TEL 06-6946-3111 番		
建築確認年月日	平成 20 年 7 月 10 日	確認番号	BCJ08本建確059 第 BCJ08本建確059変3 号
建築場所	大阪市北区曾根崎新地1丁目6-4		
建築面積	1,030.47 m ²	階数	地上 20 階
延べ面積	18,201.47 m ²		地下 1 階
報告事項	変更前		
	変更後		
理由	外壁パネル (K1パネル) における耐火性能の 報告。		受付 欄

この副本は確認申請書(副)、確認済証と合わせて保管してください。

6.28

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
優先出資社員
CHEN,KATO&PARTNERS PTE LTD. 御中
三菱地所株式会社

2010年7月 5日

御中

御堂筋共同ビル開発特定目的会社
取締役 見上正美



御堂筋フロントタワー外壁KOパネル改善工事完了に関する件

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿島建設株式会社(以下「鹿島建設」と申します。)様からご提案のありました外装KOパネル耐火性能改善工事(以下「本件改善工事」と申します。)につきましては、2010年5月25日付け書面にて弊社より鹿島建設様に対しまして、本件改善工事に着工することを承諾する旨の通知を行ないましたことにつきましては、同日付にて優先出資社員の皆様には既にご報告申し上げました通りであります。本日、添付書面の通り開発及び特定資産管理処分受託者(以下「特管受託者」と申します。)である三菱地所株式会社(以下「三菱地所」と申します。)様より、添付書面の通り、2010年6月30日に特管受託者として、検査を実施し、工事完了を確認した旨の通知を受領し、併せて、外壁 KO パネル耐火性能については問題が解消され、物件引渡しの前提条件が充足された旨の報告を受けましたので、優先出資社員の皆様に取り急ぎご報告申し上げます。

外壁 KO パネル耐火性能の問題発覚以降、御堂筋フロントタワー建物(以下「本件建物」と申します。)の引渡につきましては、優先出資社員の皆様においてご協議頂き、その結果を踏まえ、2010年2月10日付書面にて弊社より鹿島建設様に対しては、「耐火性能に問題のある建物については引渡を受けることができないことから、耐火性能を満たすことが確認できた後に御堂筋フロントタワーの引渡を受けます」と通知した経緯がございます。その後、優先出資社員である CHEN,KATO&PARTNERS PTE LTD. (以下「CHEN 社」と申します。)様からは 2010 年 6 月 10 日付けの E メールにて、本件建物を「引き取らないこと貴社方に要請します」とのご要望を弊社に頂戴しております。

CHEN 社様には上述の E メールによるご要請のご趣旨につきまして、別途弊社より照会中ではございますが、本件建物の引渡に対する対応につきましては、弊社流動化計画の根幹に係わる事項であり、過去経緯を勘案すると、今一度、優先出資社員の夫々のご意向を確認することが不可欠と思われます。万一方針に相違ある場合には、予め優先出資社員の皆様の間でも

ご協議頂くことが必要かと存じます。

現状、鹿島建設様からは本件建物の引渡しの時期等については具体的なご提案を頂いていない状況かとは存じますが、本件建物の引渡しについては、開発及び特定資産管理処分委託契約における受託業務の根幹をなすものであることから、弊社と致しましては、流動化事業の枠組みに従い、従来同様、特管受託者たる三菱地所様に対し、鹿島建設様との調整を含め、今後の具体的対応につき取り纏めをお願いすることとしております。繰り返しになりますが、優先出資社員の皆様におかれましては、本件建物の引渡しにつきご要請、ご要望がある場合には、ご判断頂いた根拠等も併せ、対応方針につき、予めご開示の上、ご協議賜りますよう、あらためてお願い申し上げます。

敬　具